



愛知労働局発表
平成30年5月21日(月)

【照会先】

愛知労働局労働基準部監督課

監督課長 中村 隆

統括特別司法監督官 祖父江 孝治

電話 052 - 972 - 0253

報道関係者 各位

平成29年の愛知労働局における司法処分状況について

平成29年に県内の14労働基準監督署（支署）が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検した状況を以下のとおり取りまとめた。

司法処分件数	<u>57件</u>
法令別内訳	
労働基準法等違反	<u>31件</u>
労働安全衛生法違反	<u>26件</u>

平成29年の司法処分は前年に比べ11件減少。法令別では労働基準法等違反は定期賃金の不払が一番多く、労働安全衛生法違反は機械等の危険防止措置が講じられていないものが大幅に増加した。

（詳細は次頁）

労働基準監督機関では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っていますが、重大・悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、検察庁へ送検（いわゆる「司法処分」）しています。

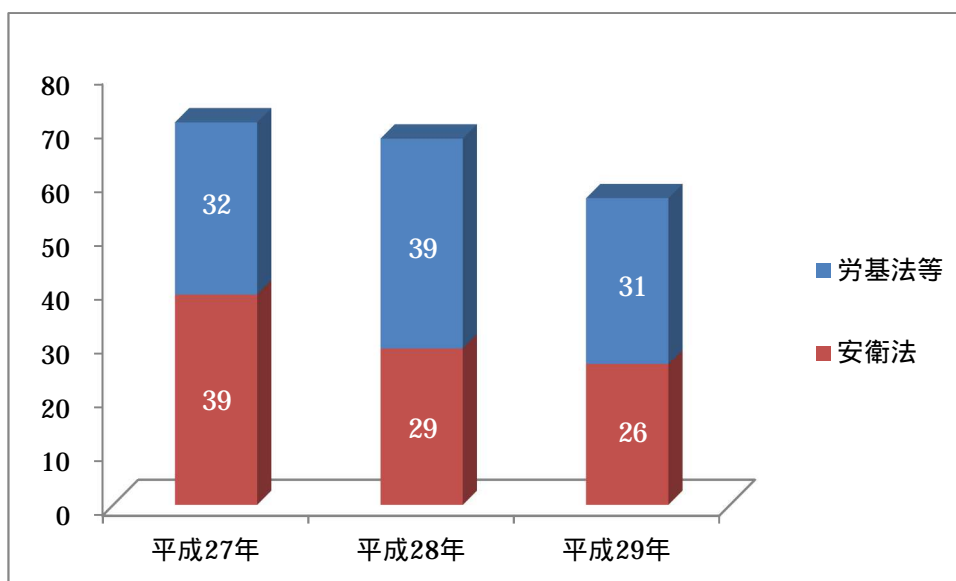
労働基準法第102条

労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。（最低賃金法、労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。）

1 概要

平成29年は前年（平成28年）と比較して、11件減少した。労働基準法等違反事件では定期賃金の不払事件が22件と一番多く、労働安全衛生法違反事件では機械等の危険防止措置に関する事件が12件（前年は4件）と増加し、労災かくしに関する事件は5件（前年は11件）と減少した。なお、外国人技能実習生に関する事案は2件（前年は5件）であった。

（1）司法処分件数の推移



（2）業種別・違反法別件数

	業種							計
	製造	建設	運輸	商業	病・福	接客 娯楽	その他	
労働基準法、最低賃金法等関係	4	4	7	70	3	6	3	37
定期賃金の不払（第24条、第4条）	2	3	1	7	3	4	2	22
労働時間・休日（第32条、第35条等）	2	1		2			1	6
賃金不払残業（第37条）								0
その他				1		2		3
労働安全衛生法関係	8	13	7	3	0	0	7	26
作業主任者の選任等（第14条）								0
機械等危険防止（第20条）	4	7		1				12
墜落等危険防止（第21条、第31条）		4		1				5
就業制限（第61条）	1							1
労災かくし（第100条）	2		1	1			1	5
その他	1	2						3
合計	12	17	2	13	3	6	4	57

(3) 年別推移(法令別)

		平成27年	平成28年	平成29年
労働基準法等違反	定期賃金の不払 (労働基準法第24条、最低賃金法第4条)	17	22	22
	労働時間・休日 (労働基準法第32条・第35条・第40条)	4	10	6
	賃金不払残業(サービス残業) (労働基準法第37条)	6	0	0
	その他	5	7	3
	計	32	39	31
労働安全衛生法違反	作業主任者の選任等 (労働安全衛生法第14条)	1	1	0
	機械等危険防止 (労働安全衛生法第20条)	14	4	12
	墜落等危険防止 (労働安全衛生法第21条・第31条)	12	5	5
	就業制限 (労働安全衛生法第61条)	3	3	1
	労災かくし (労働安全衛生法第100条)	6	11	5
	その他	3	5	3
	計	39	29	26

平成29年の司法処分事例

< 労働基準法等違反事件 >

【事例1】

技能実習生に対する割増賃金及び最低賃金の不払に関する事例

紳士、婦人服の企画と縫製及び卸売、販売を営む事業主が、技能実習生4名に対して、平成28年9月分までの間の賃金及び割増賃金を、それぞれ所定支払日に支払わず、最低賃金法で定める愛知県最低賃金額以上の賃金を支払わなかったもの。

賃金未払については、労働基準法第24条と最低賃金法第4条の違反が成立するが、特別法である最低賃金法違反として送検した。

【事例2】

年少者の深夜勤務、児童の使用に関する事例

飲食店を経営する事業場で、中学生1名に皿洗いをさせ、また、高校生1名を、深夜時間帯（午後10時から翌午前5時）に調理業務に就かせるなどして使用していたもの。

使用者は、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了していない児童を使用してはならず、また、満18歳に満たない年少者を深夜労働に就かせてはならないこととされている。

< 労働安全衛生法違反事件 >

【事例 1】

スレート屋根の踏み抜きによる死亡災害に関する事例

解体工事現場において、地上から約7.7メートルの高さの屋根上にて、スレート及び木毛板を取り除く作業を労働者に行わせるにあたり、踏み抜きによる労働者の危険を防止する措置を講じなかったもの。

結果、労働者が木毛板を踏み抜き、屋根上から地面に墜落、死亡したもの。

踏み抜きの危険があるスレート板等の上で作業を行う場合、幅が30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等して踏み抜きによる労働者の危険を防止する措置を講じる必要がある。

【事例 2】

産業用ロボットによる死亡災害に関する事例

パンを入れる容器の移動作業を行う産業用ロボットが機械トラブルで停止した際に、労働者が容器の状態を確認するために当該産業用ロボットの可動範囲内に立ち入ったところ、当該産業用ロボットのアームが突然動きだし、労働者がアームと容器に挟まれ死亡したもの。

産業用ロボットの運転中に、ロボットの可動範囲に入ることによって労働者に危険が生ずるおそれがある場合、有効な柵又は囲いを設けるなど、機械による危険を防止するための必要な措置を講じる必要がある。

【事例 3】

労災かくしに関する事例

工場において、労働者がプレス機械で作業中に、当該プレス機械で左手指を挟まれて負傷し、休業に及んだため、遅滞なく、所轄の労働基準監督署長に災害発生状況を記載した労働者死傷病報告を届け出るべきところ、災害の発生状況を、荷下ろし中に荷とプレス機械の間に指を挟んで受傷したものとして、虚偽の事実を記載した労働者死傷病報告を所轄の労働基準監督署長に届け出て、虚偽報告を行ったものである。

* 労働者が労働災害その他就業中に負傷により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく（休業日数が4日に満たない場合は4半期ごとにとりまとめ）、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。